

消費者向けビデオ

「これだけは知っておきたい！」

マイホームを買う前に（基礎編）

作成について

調査研究部

一 趣旨

当機構においては、不動産の取引をめぐる紛争の未然防止を図るため、消費者が不動産取引をするにあたって注意すべき点について、不動産取引の手引書「マイホーム購入のことがポイント」とマンガ「これだけは知っておきたい—マイホームを買う前に—ADVICE FOR YOU」を発行して、その啓発に努めてきました。

このたび、さらにその充実を図るため、新たにビデオにより消費者の注意を喚起することとして、「これだけは知っておきたいノマイホームを買う前に（基礎編）」を作成いたしました。

二 内容

今回のビデオは、不動産取引に際し、消費者が気をつけなければならない点について、

資金計画から契約締結まで、広告・現地調査等留意すべき事項をまとめたもので、例えば次のような内容を収録してあります。

○資金計画では、「住宅ローンを借りるときには、貸して貰えるから借りるのではなく、いくらまでだったら無理なく返せるかを基本において借入計画をたてる必要があること」。

○事前調査では、「良い広告とは、どんな広告をいうのか」、「不動産業者の信用を判断する資料の一つとして、都道府県の担当課で、業者名簿を閲覧し、業者の経歴や資産状況、行政処分歴などを調べるができること」。

○契約締結では、「契約書は前もってよく読み、理解できない部分は、納得できるまで聞いたり調べたりすることが必要であること」等について説明しています。

時間は約29分で、VHS方式です。

三 配布等

ビデオ・テープの配布は、都道府県宅建物取引業法主管課、消費生活センター及び関係団体に配布し、広く消費者の方に視聴していただくこととしています。

四 今後の予定

今回のビデオは、不動産取引に際し、消費者が気をつけなければならない基礎的な事項を概括的にまとめて作成したのですが、引き続き、購入計画、事前調査、重要事項説明、現地調査、契約締結、契約解消等について、より詳細に解説したものを作成していく予定です。



（重要事項説明を受け質問をしている消費者）